

月次総会議事録

令和6年（第3回）加古川市農業委員会月次総会

令和6年3月22日（金）

加古川市役所新館9階 191会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 末弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
16 佐伯 眞究	17 久保田 四郎	18 丸山 良作

欠席

事務局

局長	桑山 隆	次長	宮武 滋
農政企画担当副課長	穴田 順一	農地係長	池田 健司
主事	栗田 朱夏		

農林水産課

農政係 主事	河野 友博	事務員	甲斐 彩香
--------	-------	-----	-------

現地調査（西地区）

3月18日（月） 午前10時10分から

佐伯副会長、丸山農政委員長、堀江委員、都倉澄子委員 事務局3名

現地調査（東地区）

3月18日（月） 午後1時10分から

佐伯副会長、丸山農政委員長、庄司委員、道清委員 事務局3名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1 時 3 0 分

議長 ただ今より、令和 6 年第 3 回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18 名
委員現在数 18 名
本日の出席委員数 18 名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、8 番 前田 祥道 委員、9 番 藤原 正樹 委員、両名よろしくお願いいいたします。

議長 それでは議事に入ります。
議案第 23 号を議題といたします。
議案第 23 号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書 1 ページ及び審議参考資料 1 ページをご覧ください。
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第 3 条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

1 野口町良野 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。新設農家。

2 野口町水足 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。

3 野口町水足 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。

4 平荘町磐 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。新設農家。

議案書 2 ページをご覧ください。

5 志方町東中■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。■■■■

■■■■さんから、■■■■さんへ。

6 志方町原■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。新設農家。

7 志方町横大路■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■

■■■■さんへ。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。なお、1番、4番、6番の案件については新設農家ですが、取得面積が小さく、地元委員による現地調査及び営農計画を確認の結果問題ないとの判断があったため、新規就農にかかる聞き取り調査を省略しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1～2ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。
議案第23号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第23号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第23号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第24号を議題といたします。

議案第24号の16件については、2月14日から3月11日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第25号を議題といたします。
議案第25号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書10ページ、審議参考資料3ページをご覧ください。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 東神吉町出河原■■■■、■■■■平米。■■■■さん。露天駐車場用地。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料3ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

堀江委員 議席番号1番 堀江です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年3月18日、調査者は、馬田会長、丸山農政委員長、都倉澄子委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第25号の1番。申請の土地の位置は出河原の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が宅地、西が宅地、南が道路、北が雑種地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第25号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第25号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第25号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第26号を議題といたします。

議案第26号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書 11 ページ、審議参考資料 4 ページをご覧ください。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第 5 条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第 26 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 平岡町山之上 []、[] 平米。[] さんから、株式会社 [] へ。非 F I T 太陽光発電所用地。

2 平岡町中野 []、[] 平米。[] さんから、株式会社 [] へ。露天資材置場用地。

3 平岡町中野 []、[] 平米。[] さんから、株式会社 [] へ。露天資材置場用地。

4 平荘町小畑 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。露天駐車場用地。露天資材置場用地。始末書添付。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料 4 ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1 番から 3 番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

庄司委員 議席番号 12 番 庄司です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和 6 年 3 月 18 日、調査者は、馬田会長、丸山農政委員長、道清委員と私、事務局 3 名の、合計 7 名で実施しました。

議案第 26 号の 1 番。申請の土地の位置は山之上の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路、西が田、南が水路・道路、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

次に、議案第 26 号の 2 番。申請の土地の位置は中野の南東、現況は畑作。申請地の周囲は、東が雑種地、西が水路、南が道路、北が道路となっており、隣接に農地はありません。

次に、議案第 26 号の 3 番。申請の土地の位置は中野の南東、現況は畑作。申請地の周囲は、東が三角地のためなし、西が雑種地、南が道路、北が道路となっており、隣接に農地はありません。以上 3 件、地元立会委員は、岡本委員、山本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、4 番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉澄子委員 議席番号 10 番 都倉です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和 6 年 3 月 18 日、調査者は、馬田会長、丸山農政委員長と私、事務局 3 名の、合計 6 名で実施しました。

議案第 26 号の 4 番。申請の土地の位置は小畑の東、現況は雑種地。申請地の周囲は、東が道路、西が水路、南が水路・道路、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、都倉正委員、道清委員、来田推進委員、藤原推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第 26 号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第 26 号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第 26 号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第 27 号を議題といたします。

議案第 27 号の 3 件については、2 月 14 日から 3 月 11 日までに、農地法第 4 条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第 28 号を議題といたします。

議案第 28 号の 4 件については、2 月 14 日から 3 月 11 日までに、農地法第 5 条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第 29 号を議題といたします。

議案第 29 号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書 14 ページ、審議参考資料 5 ページをご覧ください。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20 年以上農地性がない

こと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願ひ出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第29号 非農地証明願承認のこと。

1 平岡町新在家■■■■■、■■■■■平米。■■■■■さん、昭和60年1月頃。

2 平岡町新在家■■■■■、■■■■■平米 外2筆、計■■■■■平米。■■■■■さん、昭和50年1月頃。

3 尾上町口里■■■■■、■■■■■平米。■■■■■さん、昭和32年1月頃。

4 東神吉町出河原■■■■■、■■■■■平米 外1筆、計■■■■■平米。■■■■■さん、昭和41年頃及び昭和50年頃。

全ての案件につきまして定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料5ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番並びに3番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

道清委員 議席番号4番 道清です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年3月18日、調査者は、馬田会長、丸山農政委員長、庄司委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第29号の1番。申請の土地の位置は新在家の北。申請地の状況は道路となっており、申請どおりかと思われます。

次に、議案第29号の2番。申請の土地の位置は新在家の北。申請地の状況は駐車場となっており、申請どおりかと思われます。以上2件、地元立会委員は、岡本委員、山本推進委員でした。

次に、議案第29号の3番。申請の土地の位置は口里の北。申請地の状況は道路となっており、申請どおりかと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、4番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

堀江委員 議席番号1番 堀江です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和6年3月18日、調査者は、馬田会長、丸山農政委員長、都倉澄子委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第29号の4番。申請の土地の位置は出河原の中。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、長井委員、伊藤推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第29号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第29号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第29号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第30号を議題といたします。

議案第30号の7件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第31号を議題といたします。

議案第31号について、諮問原課である農林水産課の概要説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の甲斐と申します。農業経営基盤強化促進法が改正されましたが、附則により、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、従前の例により新たな農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとされています。

この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第31号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書19ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける者の数15戸。農地の中間的受け皿となる者の数1戸。貸し手に当たります、利用権を設定する者の数50戸。筆数72筆、面積72,894平米です。

続きまして、20ページから22ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面積・筆数等を記載しております。

概要の説明は以上とさせていただきます。

議長 農林水産課の概要説明は終わりました。

ここで、議案第31号のうち各筆明細1番、2番並びに13番については、橋本 末弘委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、橋本委員に退席を願い、先に審議を行います。

それでは、橋本委員の退席をお願いします。

(橋本 末弘 委員 退席)

議長 では、議案第31号のうち各筆明細1番、2番並びに13番について、農林水産課の議案説明をお願いします。

農林水産課 議案書23ページからの各筆明細の1番、2番並びに13番の案件につきましては、貸す者 3名、借りる者 [REDACTED] 様です。詳細につきましては、各筆明細をご高覧ください。

なお、これらの案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、審議参考資料6～7ページのとおり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第31号のうち各筆明細1番、2番並びに13番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第31号のうち各筆明細1番、2番並びに13番について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第31号のうち各筆明細1番、2番並びに13番について、原案のとおり決定いたします。

それでは、橋本 末弘 委員に着席願います。

(橋本 末弘 委員 着席)

議長 次に、議案第31号のうち各筆明細1番、2番並びに13番を除く、1番から52番について、農林水産課の議案説明を願います。

農林水産課 議案書23ページからの各筆明細の1番、2番並びに13番を除く1番から52番の案件につきましては、貸す者 47名、借りる者 14名です。詳細につきましては、各筆明細をご高覧ください。

なお、これらの案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、審議参考資料6～11ページのとおり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第31号のうち各筆明細1番、2番並びに13番を除く、1番から52番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第31号のうち各筆明細1番、2番並びに13番を除く、1番から52番について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第31号のうち各筆明細1番、2番並びに13番を除く、1番から52番について、原案のとおり決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後1時59分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和6年3月22日

署名委員（8番）

署名委員（9番）